

国水環防第8号
令和1年12月17日

滋賀県土木交通部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室長



「まるごとまちごとハザードマップ」の取組の促進について

洪水ハザードマップ作成等の促進については、引き続き、作成対象の市区町村に対する技術的支援をお願いしているところですが、今般の台風第19号等による甚大な被害の発生に鑑み、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保のため、水害リスク情報として浸水深を示した看板等により住民等に周知する「まるごとまちごとハザードマップ」の取組が関係市区町村により推進されるよう支援方よろしく申し上げます。

なお、「まるごとまちごとハザードマップ」の取組による災害関連標識（避難場所、想定浸水深等）の設置は、防災・安全交付金（効果促進事業）の対象であり、積極的に活用されるよう、併せて周知してください。

本通知は、地方自治法（昭和二十二年法律六十七号）第二百四十五条の四第一項に規定する技術的助言とします。

（参考）

「海拔表示シート設置の推進について」（令和1年12月17日付け事務連絡道路局企画課長、国道・技術課長、環境安全・防災課長通知）が発出され、以下取組の促進について通知されている。

※海拔表示シート設置

津波や高潮等による被害の軽減を目的として、道路利用者に海拔情報を提供するために行う道路施設等での海拔情報を表示する取組

まるとまちごとハザードマップ実施の手引き(第2版) <平成29年6月公表>

背景・必要性

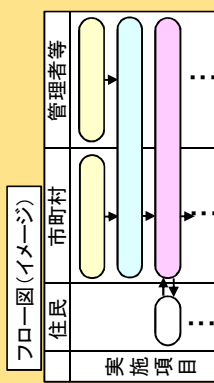
- 洪水ハザードマップの更なる普及浸透、住民等の水害に対する危機意識の醸成、避難所等の認知度の向上を図ることを目的として、生活空間である“まちなか”に水防災にかかる各種情報を標示する「まるとまちごとハザードマップ」の取組を推進するため、平成18年に手引きを作成。(平成28年3月末現在、約1割の市町村(対象約1,300市町村)で実施)
- 平成27年9月関東・東北豪雨災害において、ハザードマップが十分に認知されておらず多くの逃げ遅れによる孤立者が発生したことや、平成28年8月北海道・東北地方を襲った一連の台風により甚大な人的被害が発生したことを踏まえ、まるとまちごとハザードマップの取組をさらに促進するため、市町村と河川管理者等との役割分担を明確にし、取組の実施に係る検討や作業等の流れを具体化・詳細化するなど、市町村がより円滑に取組を進められるよう手引きを改定。
- あわせて、対象とする水害に内水、高潮を加えるとともに、JISの改正に伴う洪水の図記号を変更。また、これまでの取組の蓄積を事例集にとりまとめ、新たに追加。

改定の概要

多発する浸水被害への対応を図るため、まるとまちごとハザードマップの全国的な取組を推進する。

1. 実施に係る検討・作業等の流れの具体・詳細化

- 事前調査段階から設置、維持管理・活用 の各段階の具体的な流れや留意点を具体・詳細化
- 各検討・作業における関係機関の役割分担が把握できるフロー図を記載



3. JISZ8210(案内用図記号)の改正に伴う図記号の変更

- JISZ8210(案内用図記号)の改正に伴う洪水の図記号を変更

2. 水防法改正に伴い内水・高潮を追加

➢ 内水と高潮の図記号を新たに追加
(内水は、洪水と同様)

各種浸水想定区域

4. 取組の蓄積を事例集にとりまとめ新たに追加

➢ 住民との連携、視認性や地域特性に配慮した標識の設置事例、活用事例等の先進事例を追加

取組事例集